

農林水産祭参加宮城県総合畜産共進会開催

肉豚の部

◆日時 9月6日(金)
午前11時30分～午後1時30分
◆場所 宮城県食肉流通公社(登米市米山町)

肉用牛の部・試食販売会

◆日時 9月14日(土)
午前9時30分～午後2時
◆場所 みやぎ総合家畜市場(美里町)
※試食は10時30分から開始となりますが、数量に限りがありますので無くなり次第終了となります。
※販売品は午前中に売り切れとなる場合があります。

乳用牛の部

◆日時 9月25日(水)
午前9時30分～午後2時
◆場所 みやぎ総合家畜市場(美里町)
◆問い合わせ先
一般社団法人宮城県畜産協会経営支援課
☎298-8473



情報コーナー

大和浄化センター下水道ふれあいフェア開催

家庭で使用した水がどのように処理されているのか、見学してみませんか。楽しい催しも多数用意しています。

◆日時 10月5日(土)
午前10時～午後3時
◆場所 大和浄化センター
(大和町鶴巣下草字内田93)
◆内容 キャラクターショーなどのステージイベント、縁日コーナー、下水道見学ツアー、働く車の展示試乗、来場者プレゼントなど

◆問い合わせ先
一般財団法人宮城県下水道公社
大和浄化センター ☎343-2328



9月20日から26日は「動物愛護週間」です

動物愛護週間は、命ある動物の愛護と適切な飼養について関心と理解を深めていただくために設けられたものです。ペットは家族の一員であり、私たちに潤いと安らぎをもたらしてくれますが、飼育のマナーを守らない人によって近隣トラブルの原因にもなります。

ペットを飼う際には、安全に飼育できる環境を確保しマナーを守りましょう。

～犬のしつけ方教室のお知らせ～

◆日時 10月6日(日) 午後1時～3時
◆場所 富ヶ丘公民館(富谷市富ヶ丘3丁目1-28)
◆参加費 無料
・成犬コース：座学のみ(定員60名まで)
・子犬コース：飼犬同伴可(生後6カ月以内の子犬のみ20組まで・1家族1頭)
子犬を同伴しない場合は20組を超えても申し込みできます。

◆受付期間 9月5日(木)～13日(金)

◆申込方法 窓口で申込書類にご記入ください。

◆申込先 ①大衡村役場住民生活課 ☎341-8512
②いとう動物病院 ☎358-8259
③明石台動物病院 ☎351-2330
④オカリナ動物病院 ☎725-8998
⑤くさか動物病院 ☎703-2117

※各動物病院の営業日時についてはホームページ等でご確認ください。

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512



国民年金だより

～予約制による年金相談のご案内～

仙台北年金事務所では、年金受給に関する相談・手続きの「予約」を受け付けています。皆様の有効な時間活用のため、年金受給に関する相談・手続きで来所される方は、ぜひ「予約」をご利用ください。

◆予約申込方法

○年金相談の予約は、希望日の約1カ月前から前々日までの間で、電話、又は年金相談窓口で受け付けます。
(前日及び当日のご予約は、受け付けできません。)
○予約時には、『相談者及び配偶者氏名』、『基礎年金番号』、『電話番号』、『相談内容』等の確認をさせていただきます。

◆予約相談の時間

○平日(月～金) 午前9時～11時・午後1時～3時
※予約の状況により、希望日時を調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。

◆相談に行くとき

年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などの他、相談者本人であることを確認できるもの(運転免許証・パスポート・身障者手帳等の顔写真付のものは1点、被保険者証・年金手帳・預金通帳等の場合は2点)をご持参のうえ、予約時間までにお越しください。

※代理の方がご相談に来られる場合は、委任状が必要となります。

※ご都合により来所できなくなった場合には、事前にご連絡をお願いします。

年金相談予約ダイヤル：022-224-0895
※電話の受付時間は午前8時30分から午後5時までです。
(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)



～年金生活者支援給付金制度が始まります～

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受取には請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

●対象となる方

【老齢年金を受給している方】

- 65歳以上である
- 世帯全員が市町村民税が非課税である
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

- 前年の所得額が約462万円以下である

●請求手続き

①平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方

年金の請求の手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512